

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.14 2019年8月22日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6
渋谷協栄ビル 6階
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

国家賠償請求訴訟判決！2019年11月7日

6月25日、東京地裁103号法廷において、第11回安保法制違憲国家賠償請求訴訟口頭弁論が行われました。この日をもって結審となりましたので、前もって提出しました最終準備書面について、代理人弁護士7名が下記の順で、意見陳述を行いました。

- 序章 私たちはなぜ安保法制違憲訴訟を提起したか
寺井一弘 弁護士
- 第1章 新安保法制法の内容とその違憲性
棚橋桂介 弁護士
- 第2章 新安保法制法の制定・適用の現実的危険性
福田護 弁護士
- 第3章 新安保法制法により侵害された権利
角田由紀子 弁護士
- 第4章 原告らの被害と損害の深刻性
古川(こがわ)健三 弁護士
- 第5章 本件と司法判断のあり方
伊藤真 弁護士
- 終章 日本はどこへ行くのか
杉浦ひとみ 弁護士

それぞれの陳述の全文は、報告集会プログラム (<http://anpoiken.jp/kokubai/>) に掲載しましたが、代理人が意見陳述を終えるたびに傍聴席からは拍手が起こり、裁判官は今回ばかりは一切、拍手をさえぎることをしませんでした。

そして、意見陳述が終わると裁判官は、判決を11月7日言い渡しますと告げました。

2016年4月26日に提訴し、3年余りが経過していますが、この間、2回の原告本人尋問の間に裁判官が全員代わり、証人尋問を認めないという訴訟指揮に対し、裁判官全員を忌避して約半年間訴訟が停止しました。弁論が再開され、膨大なダンボール2箱に及ぶ証拠を提出し、今回は600ページを超える最終準備書面を提出しました。わたしたちのこの裁判は「憲法第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」をまさに体現するものであると言っても過言ではないでしょう。そしてこの不断の努力はまだ続きます。

弁護団が総力をあげて執筆した最終準備書面は、日本評論者から書籍化されることが急遽決定し、8月6日に出版されました。

今、このときを生きる私たちにとっての憲法がどのような姿をしているのか。わたしたちの安全保障はいかなる形で守られるべきなのか。憲法前文が誓う「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」をわたしたちは繰り返し繰り返し確認しました。

東京地裁に提起した国賠訴訟で、この国がおかしな方向に行かないよう、弁護団は力の限りを尽くしました。

(安保法制違憲訴訟の会事務局次長 山口あずさ)



署名

東京地方裁判所 民事第1部合議1係、前澤達朗裁判官、実本滋裁判官、神本博雅裁判官に対し、「一見明白に憲法に違反する」安保法制について、裁判官の良心に基づき、憲法違反の判決をなされるよう強く要請するため、署名活動を開始します。裁判所に私たちの平和への祈りを届けましょう。

呼びかけ 原告有志一同

ネット署名：<http://chnq.it/JFp4vTCg6q>

「安保法制は憲法違反」の判決を要請します！
「安保法制は憲法違反」の判決を要請します！



参議院選挙の結果と今後の展望

戦争させない！9条壊すな・総がかり行動実行委員会
共同代表 福山真劫

今回の参議院選挙における「総がかり行動実行委員会」の目標は、改憲勢力の3分の2割れを獲得することでした。結果①3分2割れを勝ち取ると同時に②自民党の単独過半数割れ、③32の1人区で、10選挙区での勝利、④イージスアショア計画の秋田、辺野古新基地建設強行の沖縄、村度の新潟、安倍側近の磯崎現職議員に対する大分での勝利等もありました。

これは、「13項目の政策合意」し、1人区では候補者の一本化を実現し、選挙戦を闘った野党共闘の成果です。バラバラで戦ったのでは、惨敗は必至でした。

基本的な目標は達成しましたが、立憲野党も期待されたほど、議席を獲得することはできませんでした。また衆議院選挙に向けて克服しなければならない課題も多く見えてきました。しかし結論ははっきりしています。衆議院選挙は、小選挙区選挙が基本ですから、野党共闘をもう一度組み立て闘うしかありません。野党共闘が希望です。

参議院選挙の結果も、「マスコミ各社」の世論調査でも「憲法9条の改悪」は望んでいないにも関わらず、安倍首相は、野党の中に、介入・分断し、参議院での「改憲勢力」を3分2議席以上にし、改憲に突き進もうとしています。私たちは、引き続き「9条の条文改正も、9条の空洞化も、戦争する国づくり」

差止第11回口頭弁論

2019年7月22日(月) 安保法制違憲差止訴訟の第11回口頭弁論が行われました。先の期日(3月18日)において原告側が求めた証人申請についての採否を当日は示さず、一週間後に電話で全面的に認めない旨通知するといった姑息ともいえる裁判所の対応があった後の期日となりました。

冒頭、福田護弁護士が前回の弁論更新の際の陳述を踏まえ、新安保法制のもとで日本が武力の行使に至りかねない危険な岐路にたっていると指摘しました。そして、(1) 憲法9条の存在によって、この間の湾岸戦争やイラク戦争などへの自衛隊の参加、支援を拒否できてきたが、新安保法制により「戦争をしない抛り所」を放擲し、日本がアメリカの戦争に踏み込んでいく危険が高まっていること、(2) 新安保法制の下で軍事国家化への危険が高まっており、昨年12月の新防衛大綱、新中期防において①離島奪還を任務とする水陸機動団の発足と大量のオスプレイの購入②長距離ミサイルの導入③F35戦闘機の大量購入④「いずも」「かが」の空母への改修などが進んでおり、米軍と自衛隊の組織的一体化まで進められようとしていること、(3) アメリカのトランプ大統領が2018年5月「イラン核合意」からの離脱を表明し、経済制裁を発動したことに端を発し、オマーン湾で日本などのタンカーが攻撃を受けるなどイラン情勢は極めて不穏な状態にあり、ホルムズ海峡の安全確保のため有志連合の結成を呼びかけるなどの事態が進んでいますが、憲法9条にのっとり集团的自衛権の行使は出来ないとしてこれを断る根拠を失っており、この国は大き

も絶対にゆるすわけにはいきません。連帯の輪を拡大して取り組みましょう。

しかし、安倍政権にとって、参議院選挙後の情勢は、課題山積で、どの課題をとっても、安倍政権の限界が露呈しており、暗礁に乗り上げています。

徴用工課題を中心とする日韓関係深刻化、米国から要請されている有志連合への参加・自衛隊の派兵課題、秋田・山口へのイージスアショア配備課題、沖縄辺野古への米軍新基地建設の強行、年金問題を含む社会保障の課題、10月からの消費税増税とその後景気問題、トランプからの貿易不均衡・武器購入や米軍駐留経費の大幅引き上げの強要、森友・加計に代表されるウソの政治や通常国会から積み残してきた課題などなどです。また外交課題でも、日朝国交正常化、日露領土交渉の無策を露呈しています。

総がかり行動実行委員会は、闘う野党共闘を支援、連帯し、次の国会では、憲法改悪への動きを阻止すること、前述した課題での決着を求めて、全力で取り組む決意です。

毎月の「19日の日」の行動、9・17日朝国交正常化実現集会、11・3憲法擁護大集会等、多様な行動を計画しています。ぜひ参加をおねがいします。

な試練に直面していると指摘し、最後に、6月13日の前橋地裁における宮崎礼壹元内閣法制局長官の「日本国国家として、憲法9条の下では集团的自衛権は行使できないという道を実践して来た」との証言を踏まえ、この国が現在直面している武力行使等の危険に対し、今こそ、この歴史の重みと叡智に立ち戻って、選択を誤らないようにしなければならないと述べました。

続いて、古川健三弁護士は、今回提出した証拠書類の概要を説明しました。この間の国会議事録、答弁書、政府発表資料等、関係各種文献、識者による意見書・陳述書等を紹介し、前橋地裁における半田滋氏、志田陽子氏、宮崎礼壹氏の証人尋問調書を示しました。

差止訴訟は、次回期日は10月30日(水)午後2時が指定され、ここで結審となります。



6.13 安保法制違憲訴訟初の専門家証人尋問～前橋地裁

傍聴報告（東京弁護士団）

ジャーナリスト半田滋氏・憲法学者志田陽子氏、元内閣法制局長官宮崎礼壹氏の専門家証人が採用され、尋問が行われた。全国の安保法制違憲訴訟の中で初めての専門家証人の尋問であったことから、当日は、160人を超える原告を含む傍聴希望者や、10以上の報道機関、そして全国の訴訟弁護士からも多くの弁護士が前橋地裁に駆けつけた。

<証言の概略>

ジャーナリスト 半田滋氏

(主尋問20分 反対尋問なし)

安保法制により生じた具体的危険（自衛隊の新任務の危険性及び米国の戦争に巻き込まれる蓋然性等）について証言した。

2016年7月に自衛隊が派遣された南スーダンには、現実には交戦状態だった。現場の隊長の判断次第では交戦に至った可能性は高かった。

武器等防護も安保法制に基づき認められたものであるが、防護に際しての武器使用は状況に応じて自衛官の判断に委ねられるため、自衛官個人の判断で交戦に至る可能性さえある。後方支援は言うまでもなく危険である。

2018年末の新防衛大綱および中期防は、攻撃型空母、長距離戦略爆撃機、大陸間弾道ミサイルの事実上の保有を認めており、新防衛大綱によって、安保法制の戦争立法としての性格がより一層明らかになり、その危険はますます大きくなっているのである。

憲法学者志田陽子教授

(主尋問20分 反対尋問なし)

安保法制の成立及び施行により、原告らに主として人格権侵害が生じたことにつき証言した。人格権侵害を類型化すると、生命、健康にかかわるものと、人格的自律権にかかわるものの二つに分けられる。生命健康等に直結する人格権侵害には、生命、健康、個人の尊厳にかかわるものや、生命・健康を害することへの恐怖、不安にかかわるものが含まれる。一方、人格的自律権に関する人格権には、生活の平穩、内心の静謐、自律的生活を不当に妨害されないことが含まれる。志田氏は事前に原告ら6名の陳述書を読み、人格権侵害が認められる事実などを説得力を持って証言した。

宮崎礼壹元内閣法制局長官

(主尋問は60分 反対尋問なし)

安保法制が一見明白に憲法の文言に違反していること、明白に違憲な立法を行なったことに関する国会議員に故意過失があることを立証した。

憲法9条1項は「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」を否定しているところ、降りかかった火の粉を振り払うための個別的自衛権の行使であれば、「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」にあたらぬ可能性を僅かに残している。しかし、他国防衛を本質とする集団的自衛権の行使は、他国間の紛争を解決するために、新たに武力紛争状態を発生させるものであるから、「国際紛争を解決する手段」としての「武力の行使」に明確に該当する。それゆえ集団的自衛権を行使してはならないことは長年の一貫した政府解釈であった。昭和47年5月に真田秀夫内閣法制局第1部長が、同年9月には吉國一郎内閣法制局長官が「憲法9条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ」、「これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として」申し上げていると述べ、「他国防衛までやるとするのは憲法9条をいかに読んでも読み切れない」と念押ししていた。これをうけ、政府は同年10月14日に「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする見解を示したのである。これは単に答弁が繰り返されたという以上に、集団的自衛権は行使できないということが「国家の実践」として繰り返されてきたことを意味している。

ところが、平成27年5月27日の衆議院の特別委員会において横島内閣法制局長官は、「昭和47年政府見解にある『外国の武力攻撃』という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない」と答弁した。なぜこのような発言をしたのか不可解であり、誤りというほかない。集団的自衛権の行使を部分的にも認める場合には、憲法改正が必要である。

このように、安保法制施行後に変質した自衛隊の活動により、日本が戦争に巻き込まれる具体的な危険が明らかにされ、そして、群馬弁護士団が、平和的生存権、人格権、国民投票権侵害といった各権利侵害の中でも、とくにその権利侵害は否定しにくいと考えられる人格権の侵害がしっかりと語られた。そして、これらの事態が、憲法の一義的な文言に違反することが明らかな「安保法制」によってもたらされていることが、法廷において明白に示された。

第5回 全国経験交流会

群馬の証人尋問を受けて、全国で群馬の経験を共有したいという声上がり、7月26日に急遽開催の運びとなりました。当日は、次頁に全文掲載しました寺井一弘弁護士の冒頭挨拶に続いて、事務局山口あずさから全国の状況報告、群馬弁護団の大塚武一弁護士から前橋証人尋問の経験の報告、そして東京弁護団の棚橋桂介弁護士から東京地裁に提出しました国賠訴訟の最終準備書面についての報告がなされました。これらの報告を受けて、残りの時間はたっぷり意見交換が行われました。

全国の裁判の状況は証人尋問をめぐる、3つに分類することができます。すなわち、(1) 形骸的裁判所、(2) 付度的裁判所、(3) 先駆的裁判所、です。

(1) 形骸的裁判所は、札幌訴訟に見られるように証人尋問はおろか、原告本人尋問もせずに原告の主張をきちんと聞くことなく結審し判決を言い渡す裁判所です。まだ結論は出ていませんが、危険な兆候が見て取れる地裁が他にも一か所あります。

(2) 付度的裁判所は、東京地裁の国賠訴訟と差止訴訟に見られるように、証人尋問は認めませんでした。原告本人尋問については聞く姿勢を見せている裁判所です。付度的と命名したのは、行政に付度することを危惧してのものですが、こちらもまだ結論は出ていないながら、裁判の見通しとしては明るいものではありません。

(3) 先駆的裁判所は、まさに前橋地裁のような証人尋問も原告尋問もきちんと認めて、原告の話に耳を傾ける裁判所です。そして、すでに証人尋問が認められている横浜地裁と東京地裁の女の会は大いに希望が持てる展開になっていると言えます。

全国で22の地裁に25の裁判が起こされている中で、証人申請をしてその採否が決まっているところはまだ少なく、大半の裁判では、これから証人申請をしようとしています。

証人尋問を計画するにあたって、安保法制制定時の立法

の悪意を立証するためには、やはり元内閣法制局長官の言葉は重く、多くの地域で宮崎礼壹氏を証人として申請したいと考えていることが分かりました。同時に、すでに前橋での尋問調書があり、その調書を証拠提出することで足りるとされ、尋問が認められない可能性も指摘されました。群馬の大塚弁護士は、実際に尋問を行った経験から、宮崎証人はまだまだ言い足りないことがあること、裁判所に対しては、前橋の尋問を踏まえ、この点について尋問が必要であるということを丁寧に主張することにより裁判所が認める可能性がでてくるのではないかとの発言があり、加えて、調書を読むことと実際の尋問を裁判官が見ることは全く違うので直接主義の原則に立つべきとの元裁判官からの発言もあり、白熱した議論が展開されました。

各地の裁判では、証人申請してもいいような専門的な知識を備えた方が多く原告になっていることから、原告尋問という位置づけで、証人尋問と同様のインパクトがある尋問を行うことについても話し合われました。

例えば、東京の国賠訴訟で証人申請をしたジャーナリストの西谷文和さんについては、東京での証人申請は不採用となりましたが、大阪の裁判では原告本人尋問でたっぷり時間をとって証言を得ることができました。これとは逆のパターンで、札幌の裁判で原告となっていた清末愛沙室蘭大学准教授については、札幌では原告本人尋問が認められませんでした。女の会の裁判では証人として採用されています。

安保法制違憲訴訟のこれからの展開の鍵となるのが、やはり証人尋問であり、また、どんな裁判官が担当するのかも、非常に重要なポイントであることも、改めて認識せざるを得ませんでした。

日程の調整ができず、参加できなかった地域もありましたが、全国交流集会で話し合われた重要なポイントは、東京の若手弁護士が素早く集約し全国で共有しました。

(安保法制違憲訴訟の会事務局次長 山口あずさ)



安保法制違憲訴訟 第5回全国経験交流集会での冒頭挨拶

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク 代表 寺井一弘

今回の集いは先月の6月14日の前橋地裁における宮崎礼壹元内閣法制局長官らの証人尋問を受けて山梨の加藤弁護士から私に電話が入り「群馬弁護団の経験を学びたいので集会を企画してほしい」との申し出がきっかけでしたが、全国各地の弁護士から参加したいとの声が相次いで寄せられましたので、急遽「第5回全国経験交流集会」と位置づけて開催することにいたしました。

この安保法制違憲訴訟は自主的で任意のネットワークながら全国的な弁護団の連携がきわめて強く、かつ献身的なご活動によって支えられていることを強く実感して心を熱くさせています。今日も遠方から手弁当で参加された方々が大勢いますが、深く敬意を表させていただきます。

ところで先日の前橋地裁での証人尋問は文字通り画期的で歴史的な快挙でありました。第一次安倍政権時代に内閣法制局長官をつとめられた宮崎礼壹さんの一時間以上の証言には胸を打たれました。内閣の中核におられた人物が法廷において堂々と「集団的自衛権を容認した安保法制は憲法違反である」と断じられたことはきわめて重いものであったからです。

この安保法制違憲訴訟を提起するについては当初「今の司法に期待するのは危険ではないか」「もし合憲判決が出て、安倍政権に利することになったらどんな責任をとるのか」との厳しいご意見やご批判を受けましたが、前橋での証人尋問のあとの懇親会で「この違憲訴訟を提起して本当によかった」「これからも国民市民の皆様とともに勝利判決に向けて努力していきたい」との声がこもごもに寄せられた時はさすがの私も溢れる涙を止めることはできませんでした。内閣の意向を忖度してやまないわが国司法の中でこの違憲訴訟を闘うことは至難の業ではありますが、「戦争は絶対に許さない」、「平和憲法は死守する」という国民市民の皆様のお切なる願いに支えられながらさらに本気になって努力を重ねていくなれば必ず明るい未来が開けてくるものと確信しております。前橋地裁に続いて横浜地裁、「女の会」の東京地裁民事10部においても証人尋問の採用が決定しています。昨日の東京地裁民事1部の国賠訴訟では結審となって11月7日の判決が指定され、7月22日の自衛官の訴訟では最高裁による高裁差し戻しの決定が出るなどさまざまな動きも出てきています。

私は沖縄辺野古のテント村の幟に書いてあった「諦めた時が敗北だ」という言葉が心に焼きついています。本日の

全国経験交流集会がさらに未来を切り拓いていく実り多き有意義な意見交換となることを切望しております。

最後になりますが、5日前の参議院選挙の結果とその後の見通しについて私の考えを述べさせていただきます。

マスコミは一斉に「安倍政権勝利、されど憲法発議に必要な3分の2に至らず」と報道しており、安倍氏は「国民は安倍政権を深く信頼している結果となった、憲法改正の論議を進めてほしいと審判した」と述べています。

しかし、これはまたしても安倍流の詭弁、まやかしの言葉にほかなりません。

今回の選挙は自民党は議席数を10減らし、得票は240万票減らして前回の2000万を大きく割り込み、全有権者の16.7%という過去最低の得票率となりました。まさに客観的にはレームダック（死に体）状態にあります。にもかかわらず安倍氏は豪語してきた「オリンピックが開かれる2020年の憲法改正を進める」ことを画策しております。

私は今年の1月、「安倍総理は7月の参議院選挙では3分の2の憲法改正発議に必要な議席を獲得することができない、そのために衆議院との同時選挙も含めて憲法改正の国民投票を強行してくる可能性が高い」と警鐘を鳴らして、伊藤真弁護士・小西洋之国会議員と共に『平和憲法の破壊は許さない』の書籍を日本評論社から緊急出版して1万冊以上販売したうえで各党の党首らの国会議員やジャーナリストとの面談や各種集会での講演を重ねてきました。そのことも幾らか役に立ったのか、結果は「国民投票の実現を阻止し、参議院選挙でも3分の2の獲得を許さない」ことに成功しました。私たち平和憲法を守ろうとする勢力はまだまだ小さいことは否めませんが、闘いは確実に前進しております。

今後、不誠実で理性のかけらもない安倍総理は野党の切り崩しなどを含めて全ゆる策動を強めてくるものと思いますが、私たちは安倍氏には憲法9条の基本精神を理解して論じたり、それを「改正」する資格など全くないことを再確認して、さらなる闘いに挑戦していきたいと思っております。

安倍総理の任期中に自衛隊を憲法に明記させない見通しも見えてきましたので、安保法制違憲訴訟も必ず勝利するという確信を持って闘い続けることを皆さんとともに誓い合いたいと決意しています。

全国の提訴・裁判の状況 (2019年8月21日現在)

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	11月7日 15:00 判決
	差止・国賠	10月30日 14:00 結審
	女の会 国賠	10月18日 14:30
札幌	差止・国賠	控訴
釧路	国賠	9月24日 14:30
福島 (いわき)	国賠	10月2日 13:30
神奈川 (横浜)	差止・国賠	9月5日 11:00
埼玉 (さいたま)	国賠	9月25日 15:00
群馬 (前橋)	国賠	9月4日 14:00 原告本人尋問
		9月26日 14:00 原告本人尋問
山梨 (甲府)	国賠	9月10日 15:00
長野	国賠	9月20日 10:30
愛知 (名古屋)	国賠	9月20日 11:00
大阪	差止・国賠	9月9日 15:00 結審
京都	国賠	11月7日 11:00
岡山	国賠	10月16日 11:00
広島	差止・国賠	忌避申立中
山口	国賠	10月30日 14:00
高知	国賠	9月20日 11:30
	差止・国賠	9月4日 14:00
福岡	国賠	9月17日 14:00
長崎	国賠	10月7日 11:10
大分	国賠	10月24日 14:00
鹿児島	国賠	9月2日 15:00
宮崎	国賠	10月9日 15:00
沖縄 (那覇)	国賠	9月24日 13:30

安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

会員の方はご継続をお願いします。また、まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。安保法制違憲訴訟は多くの方に支えられています。年会費一口3000円（何口でもかまいません）です。裁判費用やニュースの発行、また支える会の活動などに使用します。ご無理のない範囲でよろしくをお願いします。

口座名義：安ボホウセイイケンソシヨウヲササエルカイ
アンボホウセイイケンソシヨウヲササエルカイ

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイ外：口座記号・番号：00140-514288

ATM：口座記号・番号：001405-514288

窓口：口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店 番：〇一九（ゼロイチキュウ）

預金種目：当座 口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222 fax.03-5289-8223
E-mail soshou.sasaeru@gmail.com

東京地裁次回期日

【女の会 第10回期日】2019年10月18日(金)

14:10 傍聴券抽選

14:30 **開廷 (103号法廷)**

16:00 報告集会 (議員会館を予定しています)

【差止・第12回期日・結審】2019年10月30日(水)

13:00 地裁前アピール行動!

13:30 傍聴券抽選

14:00 **開廷 (103号法廷)**

16:30 報告集会 (議員会館を予定しています)

18:15 原告集会 (第19回読書会 ※見学可)

【国賠・第12回期日・判決言い渡し】2019年11月7日(木)

14:00 地裁前アピール行動!

14:30 傍聴券抽選

15:00 **開廷 (103号法廷)**

16:30 報告集会 (議員会館を予定しています)

第18回読書会

2019年9月10日(火) 18:30より

場所：東京ボランティア・市民活動センター B会議室

※準備書面、意見書等を読んでいます。見学歓迎!

書籍

『安保法制は憲法違反 国家賠償請求事件における最終準備書面』が日本評論者より出版されました。

定価 (本体 2200円+税)

安保法制は 憲法違反

国家賠償請求事件における最終準備書面

安保法制違憲訴訟の会 ◆編